

生徒心得

常に碧南高等学校生徒としての誇りと自覚をもって、本校の教育目標を体得しなければならない。そのために、本校の諸規定を忠実に実行し、生徒同士助け合い、相戒め、学業に精励し、公德心を養い、本校独特の香り高い校風の樹立に邁進しなければならない。

1 登下校

- (1) 年間通じて特別な場合を除き始業は午後5時45分、終業は午後9時5分とする。なお、教室への入室は、原則午後4時30分以降とする。また、授業後の部活動終了時刻は顧問付き添いのものと午後9時55分までとし、午後10時までには下校する。
- (2) 所定の正門、昇降口より出入し、室内及び廊下においては指定の履物を使用する。
- (3) 自転車・自家用車、原動機付自転車は所定の位置に整頓して置く。
- (4) 家族以外の人に送迎をしてもらうことを禁止する。また家族による送迎は、学校周辺での乗り降りは危険を伴うので校内で行う。
- (5) 下校時は寄り道をせず、すみやかに帰宅する。友達の家や駅、公園、市役所、コンビニなどの学校周辺施設に立ち寄らない。
- (6) 深夜徘徊をしない。（特に午後11時から、翌日の午前6時までは条例で禁止されている。）
- (7) 交通法規を守り安全に気をつける。交通ルールが守れなかった場合は、特別な指導の対象とすることがある。また、整備不良や改造など違法な車両で通学した場合は、車両での通学を禁止する。

2 校内生活

- (1) 始業時刻から終業時刻まで校外に出てはならない。やむを得ない場合は必ず教員に事情を説明して許可を得る。
- (2) 暴力行為やいじめは校内外を問わず、いかなる理由があってもしてはならない。
- (3) インターネット上やSNS等に、他人の情報、誹謗中傷・悪口を書き込むことは法律違反なので絶対にしてはならない。また、許可無く他人の写真や動画を撮ってインターネット上やSNS等に公開してはならない。
- (4) 人種や国籍、文化の違いを理由に差別することは一切認めない。互いを尊重して生活する。
- (5) 飲酒、喫煙、喫煙同席、喫煙具（ライター、電子タバコ等も含む）の所持は禁止する。
- (6) 校舎内に土足で入ったり、スリッパで校舎外へ出たりすることを禁止する。校内では学校指定のスリッパを使用する。
- (7) 本校生徒以外の者を教員の許可なく学校の敷地内に入れてはならない。
- (8) 校内で不審な者を見た場合は、近くにいる教員に連絡する。
- (9) 多額の現金・貴重品等については、盗難・紛失を予防する点からも校内に持ち込まない。やむを得ず持ってきた場合は、貴重品の管理を徹底する。
- (10) 校内に設置されている施設や用具類はすべて公共物である。一時の感情で破損したり、落書き

したりしない。損失は本人の弁償とすることもある。

- (11) やむを得ない事情で授業が受けられない場合、必ず教員に申し出る。
- (12) 職員室に入室する際には「失礼します」、退室する際には「失礼しました」と挨拶の励行を心掛ける。また、帽子・イヤホン・携帯電話を使用しながらの入室、ガムや飴などを食べながらの入室も禁止する。
- (13) 校内外ともに不純な交遊は行わない。

3 授業規律

- (1) 授業中は静粛を旨とし、他人に迷惑のかからないよう専心学業修得につとめる。
- (2) 教科書・筆記用具等必要なものを机に出し、自発的に授業に参加する。
- (3) 授業毎に課されるプリントに取り組み、提出しなければならない。
- (4) 授業中は私語や居眠りをしない。
- (5) 授業中は飴やガム等の飲食物を口に入れたまま授業を受けることは許されない。
- (6) 授業中は帽子やサングラスを身につけない。また、ネックウォーマーは顔全体を出し、口が隠れないように着用する。
- (7) 授業中は飲み物の入ったペットボトル等を机の上に出してはならない。
- (8) 座席は定められた席に座り、教員の許可なく勝手に移動してはいけない。
- (9) 授業中は携帯電話・スマートフォン・ゲーム機等の使用を一切認めない。
- (10) 授業を抜け出してはならない。また、トイレなどは休み時間に済ませ、授業時間に行くことのないようにする。

4 欠席、遅刻、早退、その他

- (1) 病気その他の事故により欠席、遅刻する場合は、必ず電話連絡をする。
- (2) 遅刻の時は必ず職員室にて遅刻届を記入し、教員の承認印を受けてから教室に入室する。遅刻届は教科担当教員に提出する。
- (3) 早退をする場合は必ず職員室にて早退届を記入し、職員の承認印を受けてから早退する。無断で早退してはならない。早退届は教科担当教員に提出する。
- (4) 忌引日数について
 - ア 一親等（父・母） …… 7日以内
 - イ 二親等（祖父母・兄弟姉妹） …… 3日以内
 - ウ 三親等（曾祖父母・伯・叔父母・甥・姪） …… 1日

5 身だしなみ

- (1) 服装・髪は清潔にする。特に、以下のことは注意する。
肌の露出が多い服（タンクトップ、ミニスカートなど）、タトゥーや入れ墨がある場合は必ず隠す。
- (2) 体育館シューズ・スリッパは指定のものを使用する。

6 礼節

- (1) 他人の迷惑になる行為はすべて慎み、礼儀をもって人に接する。
- (2) 職員に対しても生徒間においても正しく挨拶し、目上の者に対しては敬語を心がける。
- (3) 言葉遣いを明快にし、品位を保つようにする。

7 衛生

- (1) 各自、衛生に注意する。特に公衆衛生を重んずる。
- (2) 校内は常に清潔に保つように努める。
- (3) 教室は綺麗に使用し、ゴミは必ず分別をしてゴミ箱へ捨てる。

8 生活・履修状況報告書

- (1) 学校で集団生活を送るうえでふさわしくないと判断される行為については注意を与える。注意されても改善が見られない場合は、生活・履修状況報告書の対象となる。
- (2) 前記諸規定の違反については事前の注意を省略して生活・履修状況報告書を出すことがある。
- (3) 生活・履修状況報告書を受けた生徒は、必ず担当の教員と面談を行う。

9 表彰

- (1) 一年間欠席、遅刻、早退、欠課がない者に対しては皆勤賞を授与する。
- (2) その他表彰に価する功労があった時には規定に従って表彰する。

10 その他

- (1) 校外で補導等を受けたり、交通事故に遭ったりした場合、速やかに教員に申し出る。
- (2) 火災・盗難の予防に注意する。
- (3) 学校徴収金は滞納しない。3か月間滞納した場合は保護者に来校していただき、納付予定計画書を作成して提出する。